

がけ地の近くにお住まいの皆様へ
神奈川県からのお知らせ

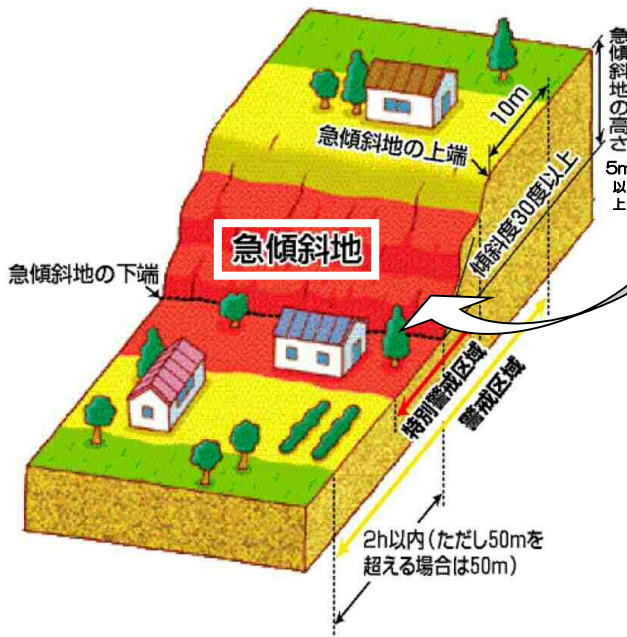
土砂災害特別警戒区域の指定に向けた、がけ地の現地調査等を始めます。
～土砂災害に備えていただくために～

現在、神奈川県では、土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害特別警戒区域」の指定に向けた基礎調査を進めています。
今回、この作業に必要な「現地調査等」を始めますので、お知らせいたします。

1 現地調査等とは

- 目的** 土砂災害により、被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などについて、「現地調査」や「現地測量」を行うものです。
- 場所** 横浜市「栄区」のがけ地（急傾斜地）と、これに隣接する地域
- 時期** 平成30年2月から平成31年1月まで
※なお、今後の調査等の進捗状況により、変更する場合があります。

2 土砂災害特別警戒区域とは



土砂災害特別警戒区域

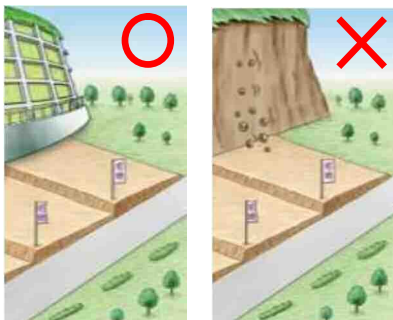
- 建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域
- 左図の赤色着色された範囲で、通称「レッドゾーン」と呼びます

(参考) 土砂災害警戒区域

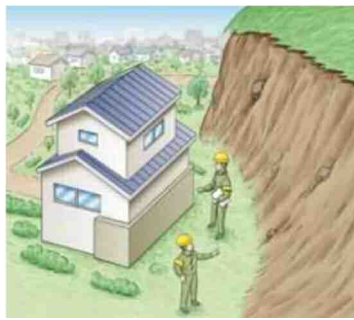
- 土砂災害のおそれのある区域 通称「イエローゾーン」
- 横浜市内のがけ地における土砂災害警戒区域は、平成25年度までに、指定を終えています

3 今後、土砂災害特別警戒区域に指定された場合

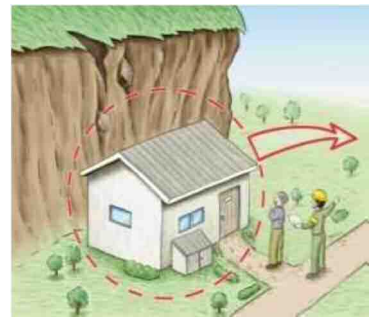
● 特定開発行為に対する許可制



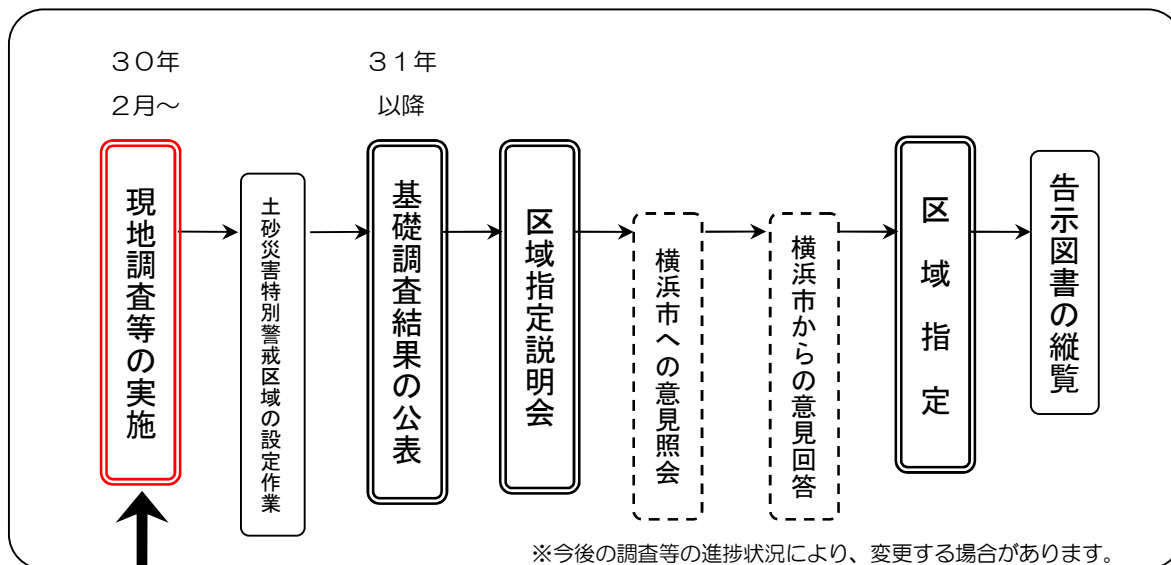
● 建築物の構造規制



● 建築物の移転等の勧告



4 基礎調査から区域指定までの流れ



今回、この段階の調査開始に関するお知らせです

- 現地調査等に入る1～2週間前には、この回覧とは別に、土地の所有者や占有者へ「郵送やポスティング」により、詳細な「現地調査等に入る旨のお知らせ」を配布いたします。

5 その他

- 調査員は身分証明書を携帯し、腕章を着用して、本調査の作業員であることを明確にいたします。

●腕章着用の例



●現地調査等の例



* ご不明な点は、下記まで、お問い合わせください。

- 本回覧に記載の現地調査等に関すること

神奈川県 横浜川崎治水事務所 急傾斜地第二課
住所 〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20
電話 045-411-2500 (代表) 8:30~17:15

- 本回覧のほか、土砂災害防止法全般に関すること

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 急傾斜地グループ
住所 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話 045-210-1111 (代表) 8:30~17:15

詳しくは、[神奈川県土砂災害情報ポータル](http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html)

検索

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>